

清瀬市と株式会社セブン・イレブン・ジャパンとの地域活性化包括連携協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、清瀬市の地域の活性化と市民サービスの向上に資するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密に連携し、双方の資源や人材を有効に活用した協働によるまちづくりを推進することにより、清瀬市の地域の活性化と市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- （1）子育て支援及び青少年の健全育成に関すること。
- （2）高齢者や障害者の生活支援に関すること。
- （3）地域や暮らしの安全・安心に関すること。
- （4）市民の健康増進及び食の安全・安心に関すること。
- （5）農業、商業及び地域産業の振興に関すること。
- （6）地域の活性化、地域雇用の支援に関すること。
- （7）自然・生活環境の保全に関すること。
- （8）災害対応に関すること。
- （9）行政情報の発信に関すること。
- （10）その他、市民サービスの向上に関すること。

（意見交換）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項等を効果的に推進するため、定期的に意見交換を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携にあたり、知り得た事項（ただし、個人情報以外の事項であって、公知の事項は除く。）については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する3か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、本協定の有効期間は、1年間延長されるものとし、以降もこの例によるものとする。

（協定の終了）

第7条 前条の規定にかかわらず、甲又は乙は相手方に対する書面による申し入れによって、本協定を終了することができる。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名・押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年2月16日

東京都清瀬市中里五丁目842番地

甲 清瀬市

清瀬市長 渋谷 金太郎

東京都千代田区二番町8番地8

乙 株式会社セブン・イレブン・ジャパン

代表取締役社長 古屋 一樹